

令和5年3月17日

国土交通省 総合政策局 環境政策課  
総合政策局 モビリティサービス推進課

## 「グリーンスローモビリティ低速走行マーク」のご案内

低速（時速 20km 未満）で走行するグリーンスローモビリティの安全運行や更なる普及促進を目的とし、国土交通省として推奨する「グリーンスローモビリティ低速走行マーク」を作成いたしました。

○ 国土交通省では、グリーンスローモビリティ(※)について、「令和3年度グリーンスローモビリティの活用検討に向けた実証調査支援事業」において、グリーンスローモビリティの安全な運行や更なる普及促進を目的とし、国土交通省として推奨する「グリーンスローモビリティ低速走行マーク」を作成いたしました。

(※)時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスであり、その車両も含めた総称

### 【グリーンスローモビリティ低速走行マーク(推奨)】



低速走行中

○ グリーンスローモビリティの運行に関わる皆さまにおかれましては、推奨マーク作成の主旨をご理解いただき、「グリーンスローモビリティ低速走行マーク」のご活用のもと、何卒宜しくお願い申し上げます。

〈お問い合わせ先〉

○低速走行マーク策定の経緯について

国土交通省 総合政策局 環境政策課  
TEL:03-5253-8263 (直通)

○上記以外、低速走行マークの活用等について

国土交通省 総合政策局 モビリティサービス推進課  
TEL:03-5253-8980 (直通)